

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2014年9月）傍聴
日 時： 2014年9月22日（月）～9月24日（水）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 北村 幸子

IASB 会議（2014年9月）傍聴報告

日時：2014年9月22日（月）～9月24日（水）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014年9月22日から24日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- ・ 開示に関する取組み
- ・ 調査研究プロジェクト
- ・ 保険契約
- ・ 「概念フレームワーク」
- ・ IFRIC 「アップデート」
- ・ IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」——外国為替に関する制限及び超インフレ
- ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」——負債の分類
- ・ 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別
- ・ 混合金融商品の保有者による分類
- ・ 適用後レビュー：IFRS 第3号「企業結合」

【9月22日（月）】

■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は9月22日に会合し、開示に関する取組みについての議論を継続した。特に、I 重要性（重要な会計方針を含む）、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正、IAS 第1号「財務諸表の表示」を議論した。

重要性（重要な会計方針を含む）

各国基準設定主体からの回答（アジェンダ・ペーパー11A (a)）

重要性に関する論点及び考察に関するプレゼンテーション（アジェンダ・ペーパー11A (b)）

IASB は重要性に関して、以下を要約した教育セッションを開催した。

- a. 各法域での重要性の適用に関して各国基準設定主体から受けた回答
- b. 重要性に関してスタッフが実施した調査研究。以下に関する議論が含まれている。
 - i. 一般的な重要性の原則
 - ii. 重要性の適用上の問題点

iii. 考えられる IASB による対応

何も決定事項はなかった。

重要性——会計方針の開示（アジェンダ・ペーパー11A(c)）

IASB は、会計方針の開示に関する問題点及び会計方針に関してどのような情報を開示すべきなのかを議論した。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

IASB は、2014 年 11 月に重要性を議論する。会計方針の開示に関する議論を「開示の原則」のディスカッション・ペーパーに含める予定である。

IAS 第 7 号の修正

現金及び現金同等物に対する制限に関する開示（アジェンダ・ペーパー11B(a)）

IASB は、現金及び現金同等物に関する開示について IAS 第 7 号の改善を提案することを暫定的に決定した。現金及び現金同等物を必要とされる場合に使用する能力に関する懸念に対処するためである。また、現金及び現金同等物のトピックに関する追加の調査研究を、開示の原則に関する調査研究プロジェクトの一部として行うことも決定した。

デュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー11B(b)）

IASB は、公開草案「開示に関する取組み：IAS 第 7 号の修正案」を開発する上でこれまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューした。

IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している旨を確認し、したがって修正案の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。1 名の IASB メンバーが、IAS 第 7 号の修正案の公表に反対する意向を示した。さらに、IASB は、この公開草案のコメント期間は少なくとも 120 日とすべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。

IAS 第 1 号の修正

フィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー11C）

スタッフは、公開草案「開示に関する取組み：IAS 第 1 号の修正案」に関して受け取ったフィードバックの要約を提示した。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

IASBは、公開草案に対してコメント提出者が提起した重要な論点を2014年10月の会議で議論する。

調査研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー8）

IASBスタッフは、調査研究プロジェクトに関する全般的なアップデートをIASBに提供した。共通支配下の企業結合と退職後給付に関してさらに具体的なアップデートが提供された。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー8B）

スタッフは、各国基準設定主体に対する最近のアプローチ（新規株式公開に関する各国の要求に関する情報を求めた）に関してIASBにアップデートを提供した。

退職後給付（アジェンダ・ペーパー8C）

IASBは、退職後給付の会計処理をレビューする調査研究プロジェクトの計画を検討した。このレビューは広範囲となり、純粋な確定拠出から純粋な確定給付までの範囲の制度について、報告企業の観点から、健全な財務報告を提供するモデルの開発に焦点を当てる。確定拠出制度と確定給付制度の両方の特徴を組み込んだ混合的な制度設計の幅が拡大しつつある。こうした制度は、IAS第19号「従業員給付」を開発した際には想定されていなかったものであり、IAS第19号にとって問題となりつつある。

IASBメンバーは、両方のプロジェクトの方向性に対する支持を示した。

【9月23日（火）】

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASBは2014年9月23日に会合し、保険契約に関する議論を継続した。特に、IASBは、教育セッションにおいて、有配当性のある契約に関する論点についての議論を継続し、割引率の変動の影響の表示にその他の包括利益（OCI）を使用することについて検討した。スタッフは、保険料配分アプローチに関する意思決定もIASBに求めた。

（IASBの教育セッション）

有配当性のある契約についての金利費用の算定（アジェンダ・ペーパー2A-2D）

IASBは、簿価利回りアプローチ及び実効金利アプローチを議論した。これらは、純損益に表示する金利費用及びOCIに表示する割引率変動の影響の算定に使用される可能性がある。

暫定決定は何も行われなかった。

(IASB の意思決定セッション)

保険料配分アプローチ：収益認識パターン（アジェンダ・ペーパー2E）

IASB は、企業が保険契約の会計処理に保険料配分アプローチを適用する場合には、保険契約収益を純損益に次のように認識すべきである旨を明確にした。

- a. 時の経過に基づいて、ただし、
- b. リスク解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合には、発生保険金及び給付金の予想時期に基づいて

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

保険料配分アプローチにおける金利費用の算定（アジェンダ・ペーパー2F）

IASB は、企業が次のことを行う契約に保険料配分アプローチを適用する場合の取扱いを暫定的に決定した。

- a. 発生保険金に係る負債を割り引き、かつ、
- b. 割引率の変動の影響をOCIに表示することを選択する

この場合、発生保険金に係る負債についての純損益における金利費用の算定は、発生保険金に係る負債を認識した日にロックインした割引率を用いて行うべきであるとした。

この暫定決定は、企業が保険料配分アプローチを適用する場合に認識する不利な契約負債に係る金利費用の表示にも適用される。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、保険契約プロジェクトに関する再審議を2014年10月の会議で継続する。

【9月24日（水）】

「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

9月24日に、IASBは「概念フレームワーク」に関する再審議を継続した。IASBは次の事項を議論した。

- 測定
- 「概念フレームワーク」に対する長期投資の含意
- 負債と持分の区別

測定——測定基礎（アジェンダ・ペーパー10B）

IASB は、公開草案のための測定基礎の記述及び議論についての改訂後のワーキング・ドラフトを議論した。IASB は、スタッフに、次のようなペーパーを今後の会議で提示するよう指示した。

- a. 測定基礎を、過去又は現在のどちらかに区分する。IASB は、スタッフに、過去測定基礎と現在測定基礎との区別を、当該測定が当初の取引価格に左右されるのかどうかに基づいて行うことができるのかどうかを検討するよう依頼した。
- b. 償却原価を、歴史的な原価の測定として記述する。

測定——単一の測定基礎又はデフォルト測定基礎の使用（アジェンダ・ペーパー10D）

IASB は、単一の測定基礎もデフォルト測定基礎も開発しないという決定を暫定的に再確認した。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

測定——測定基礎の選択（アジェンダ・ペーパー10C）

IASB は、公開草案は次のことを記載すべきであると暫定的に決定した。

- a. 財務報告の目的、有用な情報の質的特性、コストと便益の制約を考慮すると、IASB が異なる資産及び負債に異なる測定基礎を選択する結果となる可能性が高い。
- b. 資産又は負債について測定基礎を選択する際に考慮すべき要因として、次のものがある。
 - i. 当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか。これは、行っている事業活動の性質に部分的に左右されることになる。それでも、「概念フレームワーク」は、長期投資など、特定の事業活動に明示的に言及する必要はない（また、言及すべきではない）。
 - ii. 当該資産又は負債の特徴（例えば、当該項目のキャッシュ・フローの変動可能性の性質又は範囲、市場要因の変動又は当該項目に固有の他のリスクに対する当該項目の価値の感応度）
- c. 測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因のそれぞれの相対的な重要さは、事実及び状況に左右される。
- d. 財政状態計算書についてある測定基礎を使用し、純損益計算書について別の測定基礎を使用することが適切な場合がある（当該アプローチの方が、行われる事業活動の性質をより適切に反映する場合）。

IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

測定——当初測定（アジェンダ・ペーパー10E）

IASB は、ディスカッション・ペーパーに含まれていた当初測定の議論を修正することを暫定的に決定した。これは、次のことにより行う。

- a. ディスカッション・ペーパーに記述した 3 つの測定基礎への言及を、歴史的原価及び現在価額への言及で置き換える。
- b. いくつかの基準レベルの詳細を削除する（測定セクションについて合意した戦略と整合させるため）。
- c. 等価交換について、当初測定の論点が重大になることは稀であるという記載を削除する。
- d. 取得原価と公正価値が同じとなるのは、取引コストが取得原価から除外される場合又は無視できる場合だけであることを明確化する。

さらに、IASB は、一般的に、当初認識時に使用する測定基礎は、事後に使用する測定基礎と整合すべきであることに留意した。IASB は、これが次のことを妨げるべきではない旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 現在価額を、一部の状況において、当初測定時にみなし原価として使用すること。
- b. 測定基礎の変更（そのような変更により、提供される情報の目的適合性が高まる場合）。

IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

「概念フレームワーク」に対する長期投資の含意（アジェンダ・ペーパー10F）

IASB は、「概念フレームワーク」に対する長期投資の含意を議論し、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 測定、並びに純損益及びその他の包括利益（OCI）に関する IASB の暫定決定は、将来のプロジェクトで以下の事項を検討するとした場合に IASB が適切な基準設定の意思決定を行うことを可能にする十分なツールを提供することになる。
 - i. 事業活動が長期投資を含んでいる企業の長期投資（又は負債）の測定方法
 - ii. こうした企業は、それらの投資（又は負債）の帳簿価額の変動を純損益に表示すべきなのか、それとも OCI に表示すべきなのか

（IASB には、長期投資に関しての活動中のプロジェクトも予定されたプロジェクト

トもない)

- b. 「概念フレームワーク」の他の領域で、事業活動が長期投資の保有を含んでいる報告企業への具体的な言及を含める必要はない。
- c. 「概念フレームワーク」は、主要な利用者と彼らの情報ニーズについて、及び一般目的財務報告の目的に関して、報告企業に対する長期的な投資者のニーズに適切に対処するための十分かつ適切な議論を含んでいる。
- d. 2014年5月のIASBの暫定決定について更新する際に、「概念フレームワーク」には、受託責任及び慎重性について、報告企業に対する長期的な投資者のニーズに適切に対処するための十分かつ適切な議論を含めることになる。

IASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

持分と負債（アジェンダ・ペーパー10G-10K）

IASBは、負債と持分請求権を区別する際の負債及び持分の定義の役割を議論し、決済アプローチと価値アプローチの複合アプローチを導入するための負債の定義への考えられる修正を検討した。IASBは、現時点でそれらの定義を修正しないことを暫定的に決定した。9名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

IASBは、負債と持分請求権を区別する方法（負債及び持分の定義を修正すべきかどうかの検討を含む）を、資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクトでさらに検討する予定であることを、「概念フレームワーク」公開草案の結論の根拠の中で説明するようスタッフに指示した。IASBは、2014年10月に調査研究プロジェクトの範囲をさらに議論する。

持分——持分の中のクラス及び会計処理の要求事項（アジェンダ・ペーパー10K）

IASBは、「概念フレームワーク」は、持分の中の請求権のクラスに関する会計処理の要求事項を要求することも排除することもすべきでないと暫定的に決定した。

IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

10月の会議でIASBは次の内容を議論する予定である。

- 測定の残りの諸側面（取引コストを含む）
- 現行基準と「概念フレームワーク」公開草案との間の潜在的な不整合
- 結果的修正
- 開示に関する取組みについてのアップデート

さらに、IASBは、本プロジェクトに関して実施したデュー・プロセスのステップをレビューし、「概念フレームワーク」公開草案の書面投票プロセスをスタッフが開始すべきかどうかを決定する予定である。

IFRIC「アップデート」（アジェンダ・ペーパー12A）

IASBは、2014年9月のIFRS解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）の会議からのアップデートを受け取った。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」——外国為替に関する制限及び超インフレ（アジェンダ・ペーパー12B）

IASBは、ベネズエラの在外営業活動体の報告へのIAS第21号の適用に関する論点について知らされた。この論点は、交換可能性が長期的に欠如している場合に、在外営業活動体に対する純投資の換算にどのような為替レートを使用すべきなのかという質問に関するものであった。2014年7月に、解釈指針委員会はこの論点をアジェンダに取り上げないことを暫定的に決定した。これは主として、解釈指針委員会が対処できる範囲よりも幅広いプロジェクトが必要になると考えたからである。しかし、解釈指針委員会は、この論点をIASBに知らせるよう依頼した。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

解釈指針委員会は、2014年11月の会議で、アジェンダ決定を最終確定すべきかどうか、及びその場合にはどのように行うのかを検討する際に、暫定的なアジェンダ決定に関して受け取ったフィードバックを検討する。

IAS第1号「財務諸表の表示」——負債の分類（アジェンダ・ペーパー12C）

IASBは、IAS第1号の狭い範囲の修正についての提案の公表に備えて、これまで実施したデュー・プロセスのステップをレビューした。これらの提案は、どのような場合に負債を流動に分類すべきか、あるいは非流動に分類すべきかを明確化するものとなる。

IASBメンバー全員が、次のことを確認した。

- a. 提案を遡及適用すべきであるというスタッフ提案に同意する。
- b. 早期適用を認めるべきであることに同意する。
- c. 初度適用のための具体的な救済措置は必要ないことに同意する。
- d. これまでに必要なデュー・プロセスのステップのすべてに準拠していることに同意する。
- e. 公開草案の公表に反対する意向はない。

さらに、IASBメンバー全員が、公開草案のコメント期間を120日とすべきであることに同意した。

したがって、IASBは、公開草案「負債の分類」（IAS第1号の修正案）の書面投票プロセ

を開始するようスタッフに指示した。

今後のステップ

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。IASBは、公開草案を2014年の第4四半期に公表する予定である。

会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別（アジェンダ・ペーパー12D）

IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更と会計上の見積りの変更との区別、及び会計方針の変更がどのような場合に生じるのかの評価に関する要件が会計上の見積りの変更と比べて厳しいことに関する論点について知らされた。

2014年3月に、解釈指針委員会は、この論点を議論し、見積りの方法の変更を行う可能性がある状況に関する明確なガイダンスがあれば有用となるであろうと考えた。解釈指針委員会の考えでは、見積りの作成に用いる方法の変更は、当該変更が、信頼性があり目的適合性が同等以上となる見積りをもたらす場合にだけ行うべきである。

IASBは、会計方針の変更と会計上の見積りの変更との区別、並びに適用される閾値及び開示の論点を、開示に関する取組みの一部として検討すべきであると暫定的に決定した。

IASBメンバー全員が賛成した。

混合金融商品の保有者による分類（アジェンダ・ペーパー12E）

IASBは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従った混合金融商品の主契約の分類に関する論点について知らされた。この論点は、こうした金融商品の主契約を保有者が資本性金融商品又は負債性金融商品のどちらに分類するのかに関するものであった。2014年7月に、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに取り上げないことを決定した。これは主として、この論点は一般的な広がりがなく、要望書に記載された金融商品が個別的なものであるためであった。したがって、解釈指針委員会は、この特定の論点に関するガイダンスを設けることは適当でないであろうと考えた。しかし、解釈指針委員会は、この論点及び暫定的なアジェンダ決定に関して寄せられたコメントをIASBに知らせよう依頼した。何も決定事項はなかった。

適用後レビュー：IFRS第3号「企業結合」（アジェンダ・ペーパー12F-12G）

9月24日に、IASBは、情報要請「適用後レビュー：IFRS第3号『企業結合』」に対して受け取ったフィードバック及びIFRS第3号の適用後レビューに関連性のある学術文献の概要を検討した。IASBはスタッフに、フィードバック・ステートメントを作成するよう指示した。

IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、IASB は、適用後レビューの発見事項及び追加的な作業についての潜在的な領域を検討する。

以上

付録 スケジュール

9月22日（月）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
11：00-12：30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11A）
12：30-13：30	昼食
13：30-15：30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11B～11C）
15：30-15：45	休憩
15：45-16：15	調査研究プログラム（アジェンダ・ペーパー8A～8C）

9月23日（火）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09：00-12：00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2A～2F）

9月24日（木）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09：00-11：00	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10B～10D）
11：00-11：15	休憩
11：15-13：15	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10E～10F）
13：15-14：00	昼食
14：00-16：00	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10G～10K）
16：00-16：15	休憩
16：15-18：00	IFRS IC（アジェンダ・ペーパー12A～12F）